## $\bigcirc$ 総務省令第七十五 号

電 波 法 (昭 和 + 五. 年 法 律 第 百 三十 号)  $\mathcal{O}$ 規 定 に基 づ き、 無線 設備規 則 の — 部を改正する省令の

令 和 年 月三 部

を

改

正

す

る

省

1令を次

 $\mathcal{O}$ 

ように・

定

め

る。

 $\equiv$ 八 日

総務大臣 武田 良太

無線 設 備 規 則 の 一 部をず 改 正する省 <del>位</del>令 の 一 部を改 正する省令

無 線 設 備 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 -令 平 . 成 + 七 年 総 務省 令 第 百 + 九 号) の 一 部 を 次の ように 改 正 す

る。

規

定

 $\mathcal{O}$ 

傍線を付した部分のように改める。

次  $\mathcal{O}$ 表に より、 改 正 前 欄 に 掲げる規定 の傍線 を付 ľ た部分をこれに 順次 対 応する改正 後欄 に掲げる

備者、 表中の 』 の 記載は注記である。	[2~6略]	力を有する。	線設備を除く。第四項及び第五項において同じ。)の表示につい	省令第百五十七号)による改正前の証明規則第二条第一項第十一	備(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改	(以下この条において単に「技術基準適合自己確認」という。)	準適合証明等」という。)又は法第三十八条の三十三第二項に切	若しくは法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証	第五条 この省令の施行前に行われた法第三十八条の二の二第一項	[3~5 略]	項の規定を準用する。	る。この場合において、当該免許等又は許可を受けた無線局の無線設備	無線設備を使用する無線局の免許等又は無線設備の工事設計の	かかわらず、この省令による改正前の設備規則(以下「旧規則」という。	件に適合する場合については、平成二十九年十一月三十日)まで	2 総務大臣は、この省令の施行の日から平成十九年十一月三十日(	の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。	重方式携帯無線通信を行う無線局を除く。以下同じ。)の無線設備	受けている無線局(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線	第三条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許又は登録	附則	改正後
	[2~6 同上]	は、当該表示が付されていないものとみなす。	ついては、当分の間、なおその効 線設備を除く。第四項及び第五項において同じ。	〒一号から第十一号の八までの無 省令第百五十七号)による改正前の証明規則第二	を改正する省令(平成十七年総務  備(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則	) により表示が付された無線設 (以下この条におい	規定する技術基準適合自己確認 準適合証明等」という。)	<ul><li>(以下この条において「技術基」 若しくは法第三十八条の二十四第一</li></ul>	項に規定する技術基準適合証明   第五条 この省令の施行前に行われた法第三十八	[3~5 同上]		の無線設備の条件については、前	[の変更の許可をすることができ]	別」という。)の条件に適合する	までの間に限り、新規則の規定に	- 日 (総務大臣が別に告示する条 2 [同上]	きる。 の規定にかかわらず、平成三十四年十一月三十日までは、	の条件については、新規則 重方式携帯無線通信を行う無線局を除く。	7無線局及び時分割・符号分割多  受けている無線局(符号分割多元接続方式携帯無線通信	郵(以下「免許等」という。)を 第三条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許又は登録	附則	改正
			。) については、 平成三十四年十二月一日以降	第二条第一項第十一号から第十一号の八までの無	^る規則の一部を改正する省令 (平成十七年総務	て単に「技術基準適合自己確認」という。)により表示が付された無線設	又は法第三十八条の三十三第二項に規定する技術基準適合自己確認	項に規定する工事設計認証 (以下この条において「技術基	行前に行われた法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明								日までは、なお従前の例によることができる。	以下同じ。)の無線設備の条件については、新規則	芸無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多	-備免許又は登録(以下「免許等」という。)を		前

## 附則

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行す

る

1

(経過措置)

2 と は 後 備 ょ 改 さ 規 n 正  $\mathcal{O}$ 令 無 省 則 な ħ  $\mathcal{O}$ 線 和  $\mathcal{O}$ る 令 省 お 設 そ 無 令 兀 に 年 備 部  $\mathcal{O}$ 線 と + ょ 規 を 表 設 1 う。 る 則 改 備 示 改 月 正 並  $\mathcal{O}$ 昭 す 効 び 正 る 附 に 日 和 力 後 省 以 を 平 則  $\mathcal{O}$ + 令 無 第 降 有 成 + 三 す 線 五 次 他 年 る 七 条 設 ک 電 第 年  $\mathcal{O}$ 項 備 لح 無 改 規 波 12 لح 監 項 則 線 お 正 さ 理 省 局  $\mathcal{O}$ 1 令 第  $\mathcal{O}$ 委 て れ 員 る 部 運 附 会 改 無 項 を 用 則 線 改 に 規 正 第 及 妨 則 設 び 正 前 五. 害 第 第 す 備 平 条 を 十 第 兀 る 成 で 与 + 省 八 あ 項 え 号 令 七 0 項  $\mathcal{O}$  $\overline{\phantom{a}}$ な 年 て、 規 及 定 次 U  $\mathcal{O}$ 改 1 場 規 第 項 正 に 合 定 省 に  $\mathcal{O}$ 兀 ょ 令 省 に Ŋ お に 項 令 限 適 か な 1 り、 合 と て に 5 お ょ 第 L 1 従 使 う る 改 な 六 前 7 用 改 項  $\mathcal{O}$ 正 す Ł 正 ま 例 後 る で に 平  $\mathcal{O}$ に 前 に ょ  $\mathcal{O}$ ょ 成  $\mathcal{O}$ کے る + 0 る 無 規 が 定 1 改 線 七 لح で て 正 設 に 年

3 定 れ に 12 7 ょ 適 1 1)  $\mathcal{O}$ 省 る 合 免 ŧ 令 L 許  $\mathcal{O}$ な を  $\mathcal{O}$ 受 は 1 施 無 け 行 当 線 た  $\mathcal{O}$ 際 該 設 無 備 線 条 現 件  $\mathcal{O}$ 局 に 使 改 が で 付 用 あ 正 さ に 前 0 て 平 れ 0 成 7 1 7 十 11 改 な 七 正 令 前 年 1 ŧ 改 和 平 兀 成  $\mathcal{O}$ 正 と 年 + 省 + み 七 令 な 年 附 \_\_\_ す 月 改 則 第 正  $\sum_{}$ + 省 三  $\mathcal{O}$ 日 令 条 場 ま 第 に ょ 合 で کے る 項 に す お 改 る 第 1 正 て、 旨 後  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 当 免 無 及 該 許 線 び 第 無  $\mathcal{O}$ 設 条 備 兀 線 設 件 規 項 が 備 則  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 付  $\mathcal{O}$ 規 使 さ 規 定

き

る

用については、令和四年十二月一日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、 使用す

ることができる旨の条件が付されているものとみなす。